

第3回中学校開校準備委員会

〈問い合わせ〉 教育委員会 学校教育係 Ⅸ(67)1602

新校名(案)を承認

8月29日、「南阿蘇村立統合中学校(仮称)開校準備委員会」の第3回目の会議が長陽庁舎会議室で開催されました。議題はこれまでの総務部会で検討されてきた新制服の選定方法、新校の校名(案)等について協議されました。

①新制服の選定方法については、新中学校の制服については、現小学6年生から着用することを前回の会議で決定したことを重視し、その選定方法については、9月17日にプレゼンテーションを実施し、2社に選定する方向で意見がまとまりました。アンケート調査結果としては、ブレザータイプと詰襟、セーラータイプの2タイプの集計が拮抗していたのを重視し、選定された2社に対しては、そのサ

ンプルを作成していただき、11月中旬ごろを目途に各校区において、サンプル展示を行い、保護者、教育関係者などの投票結果を参考にし、タイプの集約を図り、最終的には本委員会で決定することで今後進めていくことについて合意しました。

②新校の校名(案)について 各区長を通じて、8月29日を締め切りとして「校名募集要領」を配布いただきましたが、応募総数30件、その内、10件が「南阿蘇中学校」という応募数がありましたので、総務部会事務局から本委員会に状況を説明し、新校の校名を「南阿蘇中学校」(案)として承認いただきました。この承認(案)をもとに教育委員会を9月10日に開催し、審議(承認)、南阿蘇村立3中学校統合に伴う新校の校名(案)を議案とし、慎重審議いただき、

承認いただきました。今後は、学校設置条例の一部改正(案)の審議(承認)、その後、教育委員会から村長に進達を行い、そして議会に議案として上程されます。

その他にも「阿蘇南中学校」や「白久陽中学校」などの応募もいただきました。

各部会進捗状況

各部会においても粛々と会議がすすめられていますので報告します。

各部会の構成員としては、各小中学校校長、各小中学校PTA会長をはじめ代表の方々、地域住民代表として、区長会長、副会長、また学識経験者として学校教育指導員、学校教職員など延べ64名で6部会に分かれて調査・検討をしています。

8月8日 第3回総務部会

○制服アンケート調査結果について
小学4年生以上中学3年生までのご家庭を対象に調査を行いました。結果としては、男女制服ともにブレザータイプと詰

襟、セーラータイプの回答数が拮抗していたため、この2タイプに絞って、今後進めていく。また、デザインについては①清潔さ、②さわやかさ、③明るさ、機能については①動きやすさ、②イージーケア、③快適性を凝らした仕上がり希望された回答が多かった。また、価格面はできる限り現在の価格を維持する方向で、スクールカラーとしては、①青、②緑の順で回答があった。

8月12日 第1回教育課程等部
部会長に塩山明白水中学校校長、副部会長に白水中学校の山本恭教諭を選任。

・開校までのスケジュール(案)について協議を行う。

9月2日 第2回教育課程等部会
・年間行事計画(素案)提案
①授業時数確保に向けた取組み
検討
②次年度は、統合前ではあるが、3校で修学旅行の日程を合わせる取り組み検討
③統合に向けた各小学校間、中学校間の交流会の計画

8月28日 第2回通学部会
・通学方法等について
①6km以上が遠距離通学として考えられるが、6km未満の通学生徒との兼ね合いがあるの

で、線引きは難しいが、スクールバスの活用や公共交通機関利用等今後、調査、調整しながら進めていく。

②部活動におけるスクールバスの対応については、部活動の延長、土、日の運行、保護者送迎などの課題もあるので、教育課程等部会、生徒指導部会等と慎重に協議を進めていく。

③通学援助については、通学手段に応じた援助体制を確立する方向で調整する。

以上のことを校に今後公共交通機関との協議、保護者向けの情報発信などを行っていく。

8月28日 第2回通学部会
・通学方法等について
①6km以上が遠距離通学として考えられるが、6km未満の通学生徒との兼ね合いがあるの

部会

- ・生徒心得(校則)(案)について
- ①靴については、白色のスニーカーではなく運動靴(ひも付き)とする。
- ②上履きは、スリッパを検討中。導入については、27年度新1年生から導入する。
- ③靴下は、基本的にくるぶしがでる靴下は使用禁止、色については白色を基本とする。女生徒については紺色の使用も可とし(冬場)、ワンポイント刺繍、ラインについては今後検討する。
- ④頭髪、眉、爪など基本的な容姿については現校則を適用する。(各学校共通)
- ⑤校外生活における制服外出については、生徒心得を廃止すること検討中。
- ⑥部活動についてはまずは現行の部活動を前提にアンケート調査を実施し、合併後の生徒数を考慮した部活動体制の構築を図ることとする。

平成26年度「健康づくり推進団体活動費補助金」追加募集のお知らせ

村では、住民の皆さんが自主的に実施される健康づくり活動を支援するため、活動費の補助の追加募集を行います。健康づくりのためぜひご活用ください。

1. 対象となる活動

健康づくりや介護・認知症予防を目的とした自主的な活動
 ※概ね月1回以上、年間を通じて定期的に行うことが必要です。

2. 団体要件

次のすべてに該当する団体となります。

- (1)村内において健康づくり、介護・認知症予防を目的として活動する団体であること。
- (2)構成員の全てが村民(村に住民票がある方。以下同じ。)であること。
- (3)構成員の総数がおおむね5人以上の村民で、5世帯(同一住所を有する場合、1世帯とします。)以上であること。
- (4)宗教活動、政治活動または営利事業を行う団体でないこと。
- (5)代表者が当該団体の講師を兼ねる団体でないこと。

3. 補助額および対象経費

団体の構成員数などに応じて異なります。

団体の構成員および世帯数	補助上限額	主な対象経費
おおむね30名以上かつ15世帯以上	20万円以内	・活動に必要な物品・消耗品等の購入費など
おおむね10名以上かつ10世帯以上	10万円以内	
おおむね5名以上かつ5世帯以上	5万円以内	

4. その他

- ・補助金については、昨年度と異なる条件があります。詳細については各庁舎に配置する応募要領をご参照ください。
- ・各団体の構成員の皆さんには、より良い健康づくり活動を行っていただくために、健康診断(特定健診)の積極的な受診をお願いしています。

5. 応募要領の配布場所

村ホームページのほか、各庁舎の窓口で配布します。

6. 申請受付期間

10月1日(水)～31日(金)
 ※受付期間終了後は、健康推進課保健係までお尋ねください。

〈問合せ先〉 役場 健康推進課 保健係 TEL (62) 9180